

(第三者評価)

1 会議全体について（回数・内容・意見の申し出等）

鷹番・田道ともに会議は4年間にわたって月1回程度開催されており、回数としては適切である。会議の内容も、教育課程の編成、学校経営、学校組織の編成、学校予算や学校施設の管理など、「目黒区学校運営協議会規則」において協議会の承認を得ることとされる事項であり、これらに加えて、各協議会において独自に取り組んだ教育活動支援等に関するものである。したがって、内容的にみても妥当である。

学校経営の基本方針の承認と、運営及び教職員の任用に関する意見の申出は、学校運営協議会制度ならではの特徴であるが、両協議会とも、教育課程の編成を含む学校運営の基本方針を承認し、特別支援や安全確保、学校給食について意見書あるいは要望書を提出しており、教職員の任用に関する意見書も提出している。したがって相当の役割は果たしていると評価できる。

その一方で、学校経営の基本方針の「承認」の意味について、全般に十分な共通理解が得られていないように見える。学校経営の基本方針は教育の専門家である校長が作成するものであり、当然ながら保護者や地域住民には理解しにくいところがあるが、協議会は「承認」という重い役割を担っている。この役割について、たとえば、「承認」は「決裁」ほどの意味あいがあるのか、「承認しない」可能性があるのかななどの疑問が協議会から出されている。あるいは、教職員の任用について、個人名が特定されるような要望も出されているが、そうした要望は東京都の現在の仕組みと整合的であるとは言い難い。

モデル校での実践であり、試行錯誤は避けられないところであるが、こうした学校運営協議会の中核的役割については、共通理解を図り、その権限と責任の範囲と程度をできるだけ明確にしていくという課題が示されたように思われる。

2 委員について（所属・人数・任期等）

委員の構成（保護者、地域住民、教職員、教育関係者）及びその人数（10名以内）に関する規定については、おおむね妥当であると思われる。実際の両協議会の構成は、保護者2名、地域住民4名、教職員2名、元校長1名、大学教員1名となっている。「目黒区学校運営協議会規則」に定める「保護者・区民等の学校運営への参画を促進し、地域に開かれた信頼される学校づくりを推進する」というこの制度の目的に合致した委員構成であるといえる。

ただし、このうち教職員と教育関係者については、その役割の明確化を求める声も出ている。まず、教職員が委員に加わることは、教職員の考えを協議会委員に直接理解してもらうよい機会となっているが、その反面、学校の組織の一員として発言しにくいなどの懸念も表明されている。教職員の参画は目黒区の仕組みの特徴の1つであり、こうした懸念を払拭する積極的な発言が求められる。

教育関係者については、元校長は、校務に精通していることからその専門性に基づく助言が、大学教員は、その専門性に基づいた広い視野からの発言が求められるところであり、そうした委員の位置付けが明確になれば、会議での役割もおのずから明らかとなるであろう。

なお、任期については、最長でも4年間であることについて、協議会の自己評価票においても再考が求められている。地域の人材の有無や特色ある取り組みの継続のためにも、弾力的運用の可否を検討する必要があるだろう。

3 活動について（情報収集・発信、授業支援・教育活動支援、評価活動等）

まず、授業支援・教育活動支援についてみると、ゲストティーチャーの活用、職場体験・安全活動・環境保全活動での連携、住区等の活動への協力など、様々な活動が行われている。特に、鷹番の「夢プランたかばん」の立ち上げと実施、学校の環境整備（ビオトープ改修）と、田道の学校との協働プロジェクト「避難所運営本部訓練」はそれぞれの協議会の独自の

取り組みとして評価できる。また、鷹番での児童の実態に応じた「リソースルーム」（現スマイルルーム）の開設、田道での教職員に対するアンケートに基づくゲストティーチャーの活用なども、学校の必要を勘案してよく考えられた取り組みである。こうした活動についてパンフレット等で明記はされているが、根拠規定である目黒区学校運営協議会規則又は運営要綱上の記載も必要と思われる。

次に、情報収集・発信についても、協議会の開催記録のホームページへの掲載、学校だより等での紹介、広報誌の発行、教員及び保護者等との懇談会や意見交換会の開催、「子どもフォーラム」の開催、活動報告会の開催など、いくつもの手だてがとられている。その一方で、情報収集の点では、協議会の自己評価票にあるとおり、校長からの情報提供が主な情報収集源となっている点、児童等との意見交換ができなかった点については課題が残ったといえる。

また、評価活動については、①学校運営協議会による自己評価、②学校長の評価、③教育委員会事務局による点検・評価の3段階の点検・評価活動が行われており、仕組みとしては十分であろう。

4 運営について（教育委員会の支援等）

「目黒区学校運営協議会規則」及び「運営要綱」によると、教育委員会は、協議会の運営状況については把握を行い、必要に応じて指導、助言及び支援を行うこと、さらに、協議会が円滑に運営できるよう、教育委員会事務局職員を協議会に出席させることができるようになっていく。

実際に、毎回の協議会には事務局職員が出席するとともに、協議会の要望に応じて、人的・予算的措置をとったものもあり、支援は一定程度行われたと思われる。しかしながら、特に運営協議会の自己評価書において、「教育委員会と協議会委員との間で協議会の目指すものの方向性の一致が最後まで見いだせなかった」（鷹番）、「設置者である教育委員会の目指す方向性が全く示されていないことも大きな問題だ」（田道）と明記されていることなどを勘案すると、教育委員会による支援の在り方については、今回のモデル校での実践の大きな課題の1つである。

なお、この点については、平成20・21年度の協議会自己評価に研修開催等の具体的な要望もあったが、教育委員会では十分な対応ができなかったように思われる。

また、協議会から教育委員会への要望については、その返事が得られないものもあったこと、研修についても、委員の必要とする研修が行われていなかったことなどが自己評価票に記されており、こうした点での教育委員会の対応にも課題が残ったといえる。

5 効果について

効果について論じるためには、そのねらい・役割に準拠することが適切であろう。学校運営協議会制度導入のねらいは、教育委員会のパンフレット「目黒区の学校運営協議会～いっしょに創り支える『信頼される学校』を目指して～」によると、次の3点、すなわち、①開かれた学校運営（学校運営に保護者や地域住民の声を直接反映することで参画意識を高めるとともに、コミュニケーションを活発にする）、②学校経営の強化（学校長の経営方針やリーダーシップを支援するとともに学校改善の提案を行い、特色ある学校運営を進める）、③学校と保護者・地域との連携（学校の教育活動への地域人材の活動など）である。

この3つのねらい・役割のうち、①については、毎月の協議会の開催等によって、③については、上記の「3 活動について」で挙げた様々な取り組みによって、十分にその効果が認められる。

一方、②については、学校運営に関する意見書や、教職員の人事に対する意見書も提出されているなど、両校とも一定の効果を認めることができるが、学校運営協議会の固有の役割としては、指定校の独自性を提示できていないなど、その取り組みには課題が残ったといわざるを得ない。

6 総合評価

まずは、4年間にわたって、運営協議会において議論を積み重ね、様々な教育活動支援に取り組んでこられた両校の委員の方々のご努力に敬意を表したい。

その上で、学校運営協議会という制度に内在する困難について述べ、全体的な評価と今後検討すべき課題について触れたい。

学校運営協議会の協議の対象となる学校経営の基本方針の承認や、学校運営及び教職員の人事に関する意見申立は、いずれも保護者や地域住民という一般の方にとってはハードルが高い内容である。両方とも「専門性」が求められるからである。にもかかわらず、「承認」が協議会の役割の中心に位置付けられている。一般の方が「専門性」の高い内容を「承認」という制度上の困難がある。

そうした制度上の困難がある一方で、鷹番と田道の両協議会では、熱心な議論が積み重ねられ、具体的な教育支援で成果を挙げたということができる。

評価に際しては、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」(47条の5)の定める学校運営協議会の役割と目黒区の定める役割とが若干異なること、すなわち、法律に明記された役割は、①学校運営の基本方針の承認、②学校運営に関する意見の申出、③教職員の任用に関する意見の申出であり、一方、目黒区の明記する役割は、①開かれた学校運営、②学校経営の強化、③学校と保護者・地域との連携であり、目黒区の場合は、「③学校と保護者・地域との連携」が明記されている点に留意する必要がある。「5 効果について」で述べたとおり、①と③については、十分にその効果があり、②についても一定の効果が認められることができる。

両協議会の取り組みの成果として最も大きなものは、教育支援にかかわるところである。こうした取り組みの企画・実施とその成果は正当に評価されるべきである。またこうした領域において特に成果が得られたことは、保護者や地域住民が、地域とともに、子どもたちにできることを中心に考えたことによるある種当然の帰結であるとみることができる。

また、学校と地域の連携について、同じ取り組みをする場合でも、協議会という正式な組織がすることと、ボランティアとしてすることを比較するならば、前者の方が相当程度取り組みやすいことは明らかであろう。

その一方で、法律の定める、その意味で「本来の」役割からすると、今回のモデル校での成果は②については若干弱いといえるかもしれない。たとえば、「学校運営協議会でなければできないことについての成果はどうか」と問われた場合、明確にこれだと応えることは困難であるようにみえる。

目黒区における今後の学校運営協議会の在り方を考えるためには、まず、協議会の委員が安心してその役割を果たせるよう、具体的な運営方法の指針を明確にする必要がある。これだけとはいう共通の部分の役割を明確にし、その上で、各協議会の特色については、各校に委ねることが望まれる。

学校運営協議会の役割については、2つの方向性に大別することができる。1つは、地方教育行政の組織及び運営に関する法律に定められた役割、学校経営の基本方針の承認など、この制度でしかできないことを中心に据える方向である。もう1つは、地域住民や保護者の参加を重視して、「学校応援団」的な機能を重視する方向である。

目黒区の4年間にわたるモデル校での実践は、後者について特に成果をあげたと見ることができる。今後、こうした方向で協議会を展開するのであれば、目黒区の独自の仕組みであり、その役割・機能が部分的に重複する住区制度との関係を整理する必要がある。

一方、前者の方向性を重視するのであれば、学校経営の基本方針という専門性の高い領域を一般の方である保護者・地域住民が審議し、承認するというこの制度に内在する困難に対応する手だてを考える必要がある。具体的には、教育委員会が責任をもって学校の運営に関する研修を実施する必要がある。

また、2つの方向性を目黒区の実情に合わせて調整する方向ももちろんある。

今後、学校運営協議会の指定を行うのであれば、教育委員会として基本的方向性をさらに明確にして、「具体的運営方針」を提示した上で、その実施に取り組む必要があるだろう。